

令和5年度区役所における輸送業務委託業者選定に係る応募要領

1 委託業務内容

「令和5年度区役所における輸送業務委託」単価契約仕様書のとおり

2 応募資格要件

本募集に応募する資格を有する者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者
- (2) 国土交通省から道路運送法で定める一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けている者
- (3) 京都市域交通圏を営業区域としてタクシーの事業許可を受けている者

3 委託期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 応募方法

受託希望者は、以下のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書

別紙1「令和5年度区役所における輸送業務委託に係るプロポーザル参加表明書」に記入・押印し、提出すること。

イ 業務提案書

以下の事項を記載した「業務提案書」を提出すること。(様式自由)

- (ア) 業務運営体制（車両の保有台数、運転手の従事人数、予約の受付体制、車両配車計画、営業所の設置数及び場所、運転手との連絡体制、その他参考となる事項）
- (イ) 平成31年1月～令和4年12月の間に発生した有責事故件数及びその内で自動車事故報告規則第2条に規定する事故の件数
- (ウ) 秘密保持に関する取組（仕様書2（7）関係）
- (エ) 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
- (オ) 事故発生時の対応（現場対応、事後対応等）
- (カ) 災害時における対応
- (キ) キャンセル時の取扱い（キャンセル料の有無等）
- (ク) その他の独自セールスポイント
- (ケ) 会社概要

ウ 見積書

記載の運賃額について、運輸局に届出を行っていることがわかる書類の写しを添付すること。

エ 任意保険の契約状況のわかる書類

自動車保険明細書の写し等、仕様書に記載されている要件（対人、対物無制限）を満たしていることが確認できる書類の写しを提出すること。

なお、本契約の受託事業者を選定された後に新たに加入する場合には、加入後速やかに提出をすること。

(2) 提出方法等

ア 提出方法

4 (1) に記載の書類を、持参又は郵送により提出すること。

持参の場合、市役所開庁日の午前8時45分～午後5時30分のみ受付を行う。

なお、郵送による提出は書留郵便とし、提出期日までに必着させること。不着の場合は、応募がなかったものと見做す。

イ 部数

・参加表明書 … 1部

・業務提案書 … 3部

・見積書 … 1部

(運輸局への届出に関する書類の写し … 1部)

・任意保険の契約状況のわかる書類の写し … 1部

ウ 提出期日

令和5年3月10日(金)午後5時30分まで(必着)

エ 提出先

「9 提出先及び問合せ先」参照

5 本選定に関する質問

受託希望者で、本選定に関する質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

(1) 提出方法 質問内容を記載した書面(様式自由)を提出先に持参又は郵送により提出すること。
(書面以外による質問は受け付けない。)

(2) 部数 1部

(3) 締切 令和5年3月6日(月)午後5時30分まで(必着)

(4) 回答 文化市民局地域自治推進室ホームページに掲載する。

HP <http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-6-4-0-0.html>

(5) 提出先 「9 提出先及び問合せ先」参照

6 契約候補者の選定

本市において、4により受託希望者から提出された書類を審査し、本市の希望する契約の内容を達成する可能性が最も高いと考えられる者を契約候補者として選定する。

審査は原則として提出された提案書等の内容について書面により行うが、必要に応じて、受託希望者に対して提案内容及び見積価格に関するヒアリングを行うことがある。この場合において、各提案者に提案内容の改善、再提出等を求めることがある。

なお、提案の評価は、次の項目の審査により行う。

① 業務実施に関し、必要な運営体制が構築されているか。

(受付体制、連絡体制、車両保有台数、営業所設置数等)

② 事故発生状況(保有車両一台あたりの有責事故発生件数、自動車事故報告規則第2条に規定する事故の件数)

③ 秘密保持(仕様書2(7)関係)に関する意識が高いか。

④ 安全に関する意識が高いか。

⑤ 事故・故障時の対応及びサポート体制は優れているか。

⑥ 災害時における協力が見込めるか。

⑦ キャンセル時の取扱いについて、急な予定変更に対応できるものとなっているか。

⑧ 本件契約に対する意欲は高いか。

- ⑨ 見積価格は適正であるか。
- ⑩ 一般乗用旅客自動車運送事業（ハイヤー・タクシー）の法令違反について、過去1年間（令和4年1月から12月までの間）における近畿運輸局から行政処分等の状況
- ⑪ 京都市の区域内に本店又は主たる事務所を有しているか。

7 契約手続

(1) 契約候補者等への通知・公開

最も高い評価を獲得した受託希望者に対し、第1順位の契約候補者として優先交渉権を与えることとし、速やかにその旨を通知する。また、契約候補者に選定されなかった者に対しても、その旨を通知する。提案者が1者であっても、評価点の合計が満点の6割以上の場合には、当該提案者を契約候補者とする。

なお、最も高い評価点を得た者であっても一定の評価点（6割）に満たない場合は、契約候補者として選定しない。

また、選定結果については、地域自治推進室ホームページにおいて公開する。

(2) 契約締結の協議

契約候補者への通知後、速やかに契約締結の協議を行う。協議が整った際には、速やかに契約を締結する。

ただし、本件業務に係る令和5年度の予算が成立しない場合は、契約を締結しない。この場合において、契約候補者は、本件業務に係る準備行為等に要した費用を本市に請求することはできない。

なお、本市の希望する内容による業務の履行ができないおそれがあると認められるときには、次に高い評価を獲得した受託希望者から順に、契約候補者として優先交渉権を与え契約締結の協議を行う。

8 その他

(1) 受託希望者が次の各号に掲げる条件に該当した場合は、直ちにその業者を選定から除外する。

- ア 提出書類及びヒアリング内容に虚偽があった場合
- イ 京都市競争入札参加資格を失う等、応募資格を失った場合
- ウ 選定に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(2) 必要書類の作成等に掛かる一切の経費は、応募者の負担とする。

(3) 提出された書類等については返却しない。

9 提出先及び問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

文化市民局地域自治推進室（担当 茶園、石井）

TEL（075）222-3048